

# 予防技術検定模擬テスト

## — 解説付 —

No. 136

**[共通]** 問1 防火管理に係る消防計画に関する次の文章を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。ただし、本問では消防法施行規則第3条第1項各号に列記されているものは、消防計画に定めなければならないものとする。

- (1) 収容人員が30人の飲食店の防火管理者が作成すべき消防計画には、火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関する事項を定めなければならない。
- (2) 外壁及び床を有する部分の地階の床面積の合計が5,000m<sup>2</sup>である建築物であって新築に係る電気工事等の工事中のものの防火管理者が作成すべき消防計画には、工事中に使用する危険物等の管理に関する事項を定めなければならない。ただし、当該防火対象物は仮使用認定を受けていないものとする。
- (3) 防火管理上必要な業務の一部が当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者（当該防火対象物で勤務している者に限る。）以外の者に委託されている防火対象物の防火管理者が作成すべき消防計画には、当該防火管理上必要な業務（消防用設備等又は特殊消防用設備等についての点検を除く。）の受託者の氏名及び住所並びに当該受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲及び方法を定めなければならない。
- (4) 収容人員が50人の共同住宅の防火管理者は、消防計画に基づいて、当該防火対象物について消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施しなければならない。

**[消防用設備等]** 問1 次の開口部のうち、防火対象物点検及び避難器具の設置の要否に係る「避難上有効な開口部」の要件を満たすものとして、消防法令上正しいものを1つ選べ。

- (1) 直径1mの円が外接することができる開口部
- (2) その幅及び高さがそれぞれ1.2m及び75cmの開口部
- (3) 床面から開口部の下端までの高さが15cmの開口部
- (4) 開口部が、格子その他の容易に避難することを妨げる構造を有しないものであるか、又は開口のため常時良好な状態に維持されているものであること。

**[消防用設備等]** 問2 消火器具の設置及び維持に関する次の文章を読み、消防法令上正しいものを1つ選べ。

- (1) 消火器具を床面からの高さが1.5mの棚の上に転倒防止措置を講じた上で設けた。
- (2) 消火器具を50°C以上となる箇所に長期間設けた。
- (3) 化学泡消火器を、地震による震動等による転倒を防止するための措置を講じることなく設けた。
- (4) 水バケツを設置した箇所に「消火バケツ」と表示した標識を見やすい位置に設けた。

**[防火査察]** 問1 消防法（以下「法」という。）第4条第1項に基づく立入検査に関する事項のうち、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 重点的、効率・効果的な立入検査を実施するため、防火対象物の状況や過去の指導経過等を事前に把握し、検査に必要な事項を検討しておくなどの事前の準備が重要である。
- (2) 法令上は立入検査の相手方に対する事前の通告は必要としないが、既に把握している違反事実の改修指導で立入検査の相手方と面談する必要がある場合は、できる限り事前の通告を実施し、相手方と日程調整を行うべきである。
- (3) 法令上は立入検査の時間的制限はないが、相手方の経済活動の自由等への関与の程度と、立入検査実施の火災予防上の必要性を比較し、必要最小限の関与となるよう、基本的に日中又は営業時間内等に立入検査を行うことが望ましい。
- (4) 防火対象物に立ち入る場合において、防火対象物の関係者から請求があった時は、市町村長の定める証票を提示する必要があるが、使用人のアルバイト従業員等から請求された場合は、提示する必要はない。

**[防火査察]** 問2 消防法（以下「法」という。）に基づく違反処理に関する事項のうち、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 法第8条の2の2第1項に基づく防火対象物の点検を長期間繰り返し実施していない防火対象物の管理について権原を有する者に対し、消防署長が警告を発動したが違反が改修されないので告発で対応した。
- (2) 法第17条の4第1項に基づく自動火災報知設備の設置命令が発動された防火対象物の関係者で権原を有する者が、消防長の指導にも従わず、履行期限が超過したので、告発で対応した。
- (3) 法第17条の3の3に基づく消防用設備等の点検を長期間繰り返し実施していない防火対象物の関係者に対し、消防署長が警告を発動したが違反が改修されないので、法第5条の2第1項に基づく使用停止命令を発動した。
- (4) 特例の認定を受けた防火対象物における管理について権原を有する者が変更されているにもかかわらず、法第8条の2の3第5項に基づく消防署長への変更の届出がされていない違反を特定したので、消防署長は過料に処せられるべき者の住所地の地方裁判所に過料事件の通知をした。

**[危険物]** 問1 給油取扱所の位置、構造及び設備に関する基準についての次の記述のうち、誤っているものを選べ。

- (1) ホース機器の周囲に、間口10m以上、奥行6m以上の給油空地を保有する。
- (2) 屋内給油取扱所は、建築物の1階の1方については、原則

に、所要の武力攻撃災害への対処に関する措置を講すべきことを指示することができる者は市町村長ではなく都道府県知事である。国民保護法第97条第3項参照。

- (3) 正しい。国民保護法第97条第4項参照。
- (4) 誤り。内閣総理大臣は、市町村長からではなく都道府県知事から武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、国において必要な措置を講ずるよう要請があったときに、対策本部長の求めに応じ、武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮し、必要な措置を講じさせなければならないとされている。国民保護法第97条第5項参照。
- (5) 正しい。国民保護法第97条第7項参照。

### 〔警防〕

#### 問1 答 (2)

解説 固定消火設備がない場合は、水損防止を考慮しおグ注水、スポット注水及び消火器により行う。

### 〔救急〕

#### 問1 答 (5)

解説 「熱傷」ではなく「特に広範囲熱傷」が正しい。救急医療対策事業実施要綱参照。

#### 問2 答 (4)

解説 都道府県ではなく、消防本部である。応急手当の普及啓発活動に推進に関する実施要綱参照。

#### 問3 答 (1)

解説 「消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関を選定するための基準の作成」は、救急搬送に関する実施基準（消防法第35条の5）において都道府県が定めなければならない基準。「メディカルコントロール体制の充実強化について」（平成15年3月26日付消防救第73号通知）参照。

## 消防司令問題

### 予防技術検定模擬テスト

### 〔共通〕

#### 問1 答 (4)

解説 (1) 消防法施行規則第3条第1項第1号リ参照。消防法施行規則第3条第1項柱書きに「おおむね次の各号に掲げる事項について…届け出なければならない。」とされており、同条同項第1号に列記されている事項の中には、防火対象物の状況によっては必ずしも消防計画に定めなくてもよいものもあるが、(1)の火災時等における初動対応に関する事項は基本事項であり、消防計画には必ず定めるべき事項である。

- (2) 消防法施行規則第1条の2第1項、消防法施行規則第3条第1項第2号ニ参照。工事中の建築物の仮使用については、従来、特定行政庁が承認した場合に可能とされていたが、平成27年6月1日以降、指定確認検査機関等が国土交通大臣の定める認定基準に適合していると認めた場合は仮使用が可能となった（建築基準法第7条の6第1項第1号又は同条同項第2号の規定に基づく仮使用認定制度）。それに伴い消防法施行令第1条の2第3項第2号に掲げる防火対象物の防火管理に係る消防計画については、仮使用認定を受けたもの又はその部分にあっては消防法施行規則第3条第1項第1号が、それ以外は同条同項第2号の規定がそれぞれ適用されることになった。平成27年5月27日付 消防予第207号参照。また、(1)の解説と同様の趣旨か

### 〔警防〕

#### 問1 答 (2)

解説 要救助者が多数の場合は、子供、女性及び高齢者等の危険度の高い者を優先に救出する。

### 〔人事管理〕

#### 問1 答 (5)

解説 (1) 絶対評価が望ましいため、誤り。  
(2) 管理監督者の能力向上にも資するため、誤り。  
(3) 態度も該当するため、誤り。  
(4) 考慮する必要がないため、誤り。  
(5) 正しい。

### 〔行政手続〕

#### 問1 答 (1)

解説 (1) 正しい。  
(2) 請求認容の説明であるため、誤り。  
(3) 違法であっても処分を取り消さない判決であるため、誤り。  
(4) 請求可能できるため、誤り。  
(5) 本案判決に分類されるため、誤り。

ら危険物等を使用する工事を行うのであれば、その管理に関する事項を消防計画に必ず定めておく必要がある。

- (3) 消防法施行規則第3条第2項参照。
- (4) 消防法施行規則第3条第10項参照。不特定多数の者や災害時要援護者が出入りし、又は収容されており、その安全な避難が防火管理上重要な課題となる令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ又は(16)2項に掲げる防火対象物にあっては、防火管理者に年2回以上の消火訓練及び避難訓練が義務付けられているが、それ以外の防火対象物にあってはこれらの訓練の実施回数までは規定されていない。

#### 〔消防用設備等〕

##### 問1 答 (3)

- 解説** (1) 消防法施行規則第4条の2の2第1項参照。直径1mの円が外接することができる開口部だと、直径1m以上の円が内接することができる開口部より小さく、また、その幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部より小さいため避難上有効な開口部とはならない。
- (2) 消防法施行規則第4条の2の2第1項参照。高さが75cmしかないため、(1)と同様の理由から避難上有効な開口部とはならない。
- (3) 消防法施行規則第4条の2の2第2項第1号参照。床面から開口部の下端までの高さが15cm以内という要件を満たしている。
- (4) 消防法施行規則第4条の2の2第2項第2号、第3号参照。開口部は、格子その他の容易に避難することを妨げる構造を有しないものであることに加えて、開口のため常時良好な状態に維持されているものであることが必要であり、いずれか1つのみを満たしているだけでは避難上有効な開口部とはならない。

##### 問2 答 (4)

- 解説** (1) 消防法施行規則第9条第1号参照。消防器具は、床面からの高さが1.5m以下の箇所に設ける必要がある。
- (2) 消防法施行規則第9条第2号参照。消防器具は、水その他消火剤が凍結し、変質し、又は噴出するおそれの少ない箇所に設けることとされている。また、消防器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）第10条の2において、消防器の使用温度範囲は、化学泡消火器にあっては5℃以上40℃以下、化学泡消火器以外の消防器にあっては0℃以上40℃以下とされており、この温度範囲で使用した場合におい

て、正常に操作することができ、かつ、消火及び放射の機能を有効に発揮することができるものとされている。消防器の使用温度範囲を大きく上回る50℃以上となるような箇所に長期間設けると、消防薬剤、樹脂及びゴム部品が悪影響を受ける可能性があるため避ける必要がある。

- (3) 消防法施行規則第9条第3号参照。化学泡消火器を転倒させると消防剤が漏出するおそれがあるため、転倒防止措置を講ずる必要がある。
- (4) 消防法施行規則第9条第4号参照。

#### 〔防火査察〕

##### 問1 答 (4)

- 解説** (1) 立入検査マニュアルにより正しい。
- (2) 立入検査マニュアルにより正しい。
- (3) 立入検査マニュアルにより正しい。
- (4) アルバイト従業員も含めた関係のある者から請求がある場合は、証票を提示する必要があるので、誤り。

##### 問2 答 (3)

- 解説** (1) 消防法及び違反処理マニュアルにより正しい。
- (2) 消防法及び違反処理マニュアルにより正しい。
- (3) 消防法第17条の3に基づく消防用設備等の点検違反は、規定違反に対する直罰の罰則規定であり、告発で対応する必要があるので、誤り。
- (4) 消防法及び違反処理マニュアルにより正しい。

#### 〔危険物〕

##### 問1 答 (2)

- 解説** (1) 正しい。危険物の規制に関する政令第17条第1項第2号参照。
- (2) 誤り。建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の1階は、通風等確保のため原則として2方が開放されていなければならない。危険物の規制に関する政令第17条第2項第9号参照。
- (3) 危険物の規制に関する規則第28条第3項参照。
- (4) 危険物の規制に関する規則第28条の2の5第6号参照。

##### 問2 答 (4)

- 解説** (1) 危険物の規制に関する規則第33条第1項第6号、第2項第1号、第3号の3参照。
- (2) 危険物の規制に関する規則第32条の10、危険物の規制に関する政令別表第5備考2参照。
- (3) 危険物の規制に関する規則第35条第2号参照。
- (4) 誤り。消火困難な製造所等には、第4種及び第5種の消防設備を設ける。危険物の規制に関する規則第34条第2項参照。